

京都市大学のまち交流センターへの自動販売機設置仕様書

京都市総合企画局総合政策室が行う、京都市大学のまち交流センター（キャンパスプラザ京都）における自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に応募される方は、この仕様書をよく読み、以下の項目を御承知のうえ、お申込みください。

1 設置目的

施設利用者の利便性向上及び災害発生時の救助活動のため

2 設置条件等

(1) 設置場所、台数、寸法上限、最低使用料等

設置場所：京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町939番地 京都市大学のまち交流センター敷地内

最低使用料 1,800,000円

設置番号	場所 (別紙参照)	寸法上限 (単位：cm)	台数	最低使用料 (税込み)
①	屋外 (屋外災害用)	寸法：W120×D81×H190	1台	—
②	1階	寸法：W140×D86×H190	1台	
③	2階	寸法：W120×D81×H190	1台	
④	3階	寸法：W120×D81×H190	1台	
⑤	4階	寸法：W120×D81×H190	1台	
⑥	5階	寸法：W120×D81×H190	1台	
合計			6台	1,800,000円

※ 寸法には、使用電力計測用の子メーター設置寸法を含み、空容器の回収箱設置場所は含まない。

※ 設置場所は、移動する場合あり。

(2) 設置事業者

すべて、同一の設置事業者とする。

(3) 空容器回収箱

ア 設置事業者は、設置する自動販売機に併設して空容器の回収箱を設置すること。

イ 空容器の回収箱は、容器の種類ごとに分別可能なものとし、満杯にならないように適切に回収し、回収した容器は関係法令等に基づき適切にリサイクルすること。

ウ 回収箱の形式に指定はないが、大学のまち交流センター指定管理者と事前協議のうえ設置すること。

(4) 取扱商品及び販売価格

ア 取扱商品

缶、ペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料（ジュース、お茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行わないこと。

イ 販売価格

標準販売価格（定価）とする。

(5) 設置機種等

ア 災害救助ベンダー

屋外に設置する自動販売機については、災害発生時に自動販売機の飲料を無償で提供することを前提とした機器とし、災害発生時に本市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の

すべての飲料を無償で提供すること。

なお、災害発生時には電気が供給されない状況であっても使用（対応）できる自動販売機とすること。

イ ユニバーサルデザイン

屋内用に関しては、誰にでも使用しやすいユニバーサルデザインの自動販売機とすること。

ウ 環境対策

消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機や、二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、屋内用に関しては、開所時間外や閉所日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた自動販売機とすること。

エ 電気子メーター

設置事業者は、設置するすべての自動販売機に使用電力計測用の電気子メーターを設置すること。
なお、設置に当たり必要となる工事に要する一切の費用は、設置事業者が負担すること。

オ 新紙幣及び硬貨について

設置業者は、利便性向上のため、新紙幣及び硬貨について対応できる機種を導入に努めること。
なお、設置対応に係る一切の費用は設置事業者が負担すること。

(6) 耐震対策等

自動販売機を設置するに当たっては、できる限り施設の躯体に負担がかからない方法で耐震対策（転倒防止策）を施すなど、安全に設置すること。

なお、設置に当たり必要となる工事等に要する一切の経費は、設置事業者が負担すること。

(7) 衛生管理等

衛生管理、感染症対策等については、関係法令等を遵守するとともに徹底すること。

(8) 故障、問い合わせ及び苦情への対応

設置事業者は、設置する全ての自動販売機に、故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、全て設置事業者の責任において対応すること。

(9) 維持管理等

ア フルオペレーション

設置事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期的点検並びに自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行うこと。

イ 作業時間等

自動販売機の設置管理運営に係る作業内容、作業時間等については、事前に大学のまち交流センター指定管理者と協議のうえ、施設業務に支障を来すことがないように十分に注意して行うこと。

(10) 機器の変更等

設置した自動販売機の機種の変更等を行う場合は、あらかじめ総合企画局総合政策室に申し出たうえで、承諾を得ること。

3 応募資格要件

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。または、京都市競争入札等取扱要綱第2条に定める資格を有すること。
- (2) 京都市長から入札参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。かつ、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 応募した内容を遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有している者
- (4) 本業務実施のための連合体にあつては、上記の参加資格要件を満たす団体で構成し、責任の所在を明確にしていること。

※ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、自己を証明する書類（注）を提出すること。

（注）自己を証明する書類

＜申出者又は応募者が個人であるとき＞

- ・ 印鑑登録証明書（申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたもの）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）様式1

＜申出者又は応募者が法人であるとき＞

- ・ 登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）（申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたもの）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）様式1

4 募集条件等

（1）使用許可の期間

設置事業者に対する使用許可の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。

（2）使用許可の更新

令和7年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、最長2年（令和9年3月31日まで）を限度に引き続き使用許可を更新することがある。

なお、使用許可の更新を希望される場合、設置期間満了の3箇月前までに本市に対し事前に口頭により申し出るものとし、設置期間満了の日の30日前までに市有財産更新使用許可申請書を提出すること。

（3）使用料

ア 応募価格（提案使用料）

応募申込書の該当欄に、応募価格（提案使用料、税込み）として、年間の使用料を百円単位で記入すること。

イ 使用料の納入

（ア）本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期日（使用許可書発行後又は年度の開始後30日以内）までに当該年度の年額使用料を全額納入すること。

（イ）本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合、使用許可を取り消す場合がある。

なお、使用許可を取り消した場合においては、自動販売機の撤去に要する経費、その他一切の経費は設置事業者が負担すること。

(4) 必要経費

ア 自動販売機の設置、撤去及び原状回復

自動販売機の設置、撤去及び原状回復は設置事業者自らの責任で行い、これらに要する費用等の一切は、設置事業者の負担とする。

イ 電気料金

(ア) 自動販売機の運転に必要な電気料金は、自動販売機に設置する電気子メーターの検針に基づき設置事業者の実費負担とする。

(イ) 電気料金は、設置施設の管理運営を行う指定管理者の指示に基づき、四半期ごとに納入すること。

(5) 遵守事項等

ア 募集条件等を遵守し、使用料及び必要経費についてもそれぞれの期限までに確実に納入すること。

イ 本件の自動販売機設置の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止する。

ウ その他定めのない事項については、協議のうえ決定する。

5 応募申込手続等

(1) 申込方法

ア 送付による場合

(ア) 受付期間

令和6年2月21日（水）から令和6年3月6日（水）まで（必着）

(イ) 送付先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市総合企画局総合政策室大学政策担当 宛て

(ウ) 送付方法

郵便又は信書便（期日までに不着の場合は、応募がなかったものとみなされるため、注意すること）

イ 持参による場合

(ア) 受付期間

令和6年2月21日（水）から令和6年3月6日（水）まで（土、日、祝日を除く）

※ 受付時間は、午前9時～正午及び午後1時～午後5時

(イ) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所（本庁舎4階）

京都市総合企画局総合政策室大学政策担当 まで

(2) 必要書類（各1部）

ア 印鑑登録証明書（個人の方）、登録事項証明書（法人の方）

イ 誓約書 様式1

ウ 応募申込書 様式2

エ 販売予定品目（自動販売機用）

オ 各設置場所の設置予定機器等の仕様が分かる資料 } 様式は任意

※ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている方は、ア及びイの書類は不要。

(3) 応募に当たっての注意

ア 上記以外による受付（電話、電子メール、ファックス等）は行わない。

イ 受付期間を過ぎた場合は、一切受け付けない。

ウ 応募申込書への金額の記載は、アラビア数字（0、1、2・・・）を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入すること。

- エ 使用する通貨単位は、日本国通貨（円）に限る。
- オ 提出済みの応募申込書は、いかなる理由があっても、書き換え、差替え、又は撤回することはできない。
- カ 書類を手書きで作成する際は、ボールペン等消えないペンで記入すること。
- キ 提出された書類の返却は行わない。
- ク 応募申込書の様式は、総合企画局総合政策室大学政策担当のウェブページからダウンロードが可能。

(4) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とする。

- ア 指定の日時までに応募書類等を提出しなかった場合
- イ 指定された応募申込書以外で応募した場合
- ウ 1社（者）で2枚以上の応募申込書を提出した場合は、その全部
- エ 他の応募者の応募を掛け持ちした場合は、その全部
- オ 応募者の記名押印がない場合
- カ 応募価格の記載に訂正がある場合（訂正印も不可）
- キ 訂正容易な筆記用具により応募申込書が記入されている場合
- ク 応募価格（提案使用料）又は応募者の氏名その他の主要な部分が識別し難い場合、又は漏れている場合
- ケ 応募者による訂正印のない応募価格（提案使用料）以外の文字、数字の訂正、削除、挿入等があるもの
 - ※ 訂正印は、応募者欄に押印する印と同じものとする。
- コ 応募に際し不正の行為があったと認められる場合
- サ その他この仕様書の条件等に違反した場合

6 質問及び回答

本件に関する質問があれば、**様式3**の質問書にその内容を記入のうえ、持参またはメールにて提出すること。

様式は、総合企画局総合政策室大学政策担当のウェブページからダウンロードが可能。

(1) 質問方法

ア メールによる場合

(ア) 質問書受付期間

令和6年2月21日（水）午前9時から令和6年2月27日（火）午後5時まで

(イ) 送信先

daigakuseisaku@city.kyoto.lg.jp

イ 持参による場合

(ア) 質問書受付期間

令和6年2月21日（水）から令和6年2月27日（火）まで（土、日、祝日を除く）

※ 受付時間は、午前9時～正午及び午後1時～午後5時

(2) 質問書提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所（本庁舎4階）

京都市総合企画局総合政策室大学政策担当 まで

(3) 質問に対する回答

質問收受日の翌日から起算して3営業日以内に総合企画局総合政策室大学政策担当のウェブページに掲載する。

(4) その他

- ア 公平で厳正な選定を確保するため、質問書以外による質問には一切応じない。
- イ 応募内容、審査等に関する問合せには一切応じない。

7 設置事業者の決定

(1) 決定方法

- ア 提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで、「3 応募資格要件」を満たす者のうち、応募価格（提案使用料）が「2 設置条件等」で本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を設置事業者に決定する。
- イ 上記の最高金額である応募者が2者以上あった場合は、当該応募者の立会いのもと、くじにより決定する。

(2) 決定日

令和6年3月8日（金）（予定） ※ 都合により、前後する場合あり。

(3) 決定後の通知及び公表

決定後、全ての応募者へ郵送で結果を通知する。

また、総合企画局総合政策室大学政策担当のウェブページにおいて、決定された設置事業者名、決定価格及び応募者名を掲載する。

8 使用許可申請手続

設置事業者に決定した者は、以下の手続を行うこと。

(1) 行政財産使用許可申請書の提出

本市指定の様式により、行政財産使用許可申請を行うこと。その際に、以下の要件を有した保証人を立てる必要があるため、保証人予定者を内申すること。

なお、本市による使用許可書発行後に指定の様式による保証書を提出すること。

- ア 日本国内に住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所）を有すること。ただし、可能な限り本市または本市に隣接する市町村の区域内に住所を有すること。
- イ 使用料等の年額の5倍以上の年間所得又はこれに相当する固定資産評価額の不動産を有すること。

(2) 設置する機器等の資料の提出

図面等、設置する自動販売機の仕様が分かる資料等を提出すること。

9 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定が取り消される。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可の手続に応じなかった場合
- (2) 設置事業者の決定後、「3 応募資格要件」を満たさなくなった場合
- (3) その他本市が行政財産使用許可の相手方として不適当と認めた場合

10 その他

- (1) 4－(3)に記載する必要経費のほか、応募、質問及び行政財産使用許可の手続に要する一切の費

用は、設置事業者で負担すること。

- (2) 設置事業者は、自動販売機の設置後、本市が指定する様式により毎月の販売実績を報告すること。
販売実績は、次回の設置事業者募集等に当たり公表することがある。

● 参考（大学のまち交流センター（キャンパスプラザ京都）施設の概要）

1 施設の設置目的

京都市大学のまち交流センター条例（以下、「条例」という。）に基づき、大学（学校教育法第1条に規定する大学をいう。以下同じ。）における学術研究の成果その他の知的資産を活用することにより豊かな地域社会の形成に資するため、大学相互の間及び大学と産業界、地域社会等との間の連携及び交流を促進する活動その他の活動の用に供すること。

2 名称・所在地等

(1) 名称

京都市大学のまち交流センター（愛称：キャンパスプラザ京都）

(2) 所在地

京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町939番地

(3) 建物概要

[構造] 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上6階建て

[敷地面積] 2,632.71㎡

[延べ床面積] 11,677.47㎡

[開設] 平成12年9月

6階	第1～8講習室、京都市わかもの就職支援センター
5階	第1講義室・第1～5演習室・共同研究室
4階	第2～4講義室
3階	放送大学京都学習センター
2階	第1～3会議室・ホール・和室
1階	学生の活動拠点（学生PLACE+）・事務室
地階	駐車場

3 入館者数

平成29年度 398,569人

平成30年度 378,341人

令和元年度 349,515人

令和2年度 164,720人

令和3年度 159,218人

令和4年度 242,222人

令和5年度 219,358人（令和6年1月末時点）

4 自動販売機販売実績

令和元年度（令和元年4月～令和2年3月）43,017本

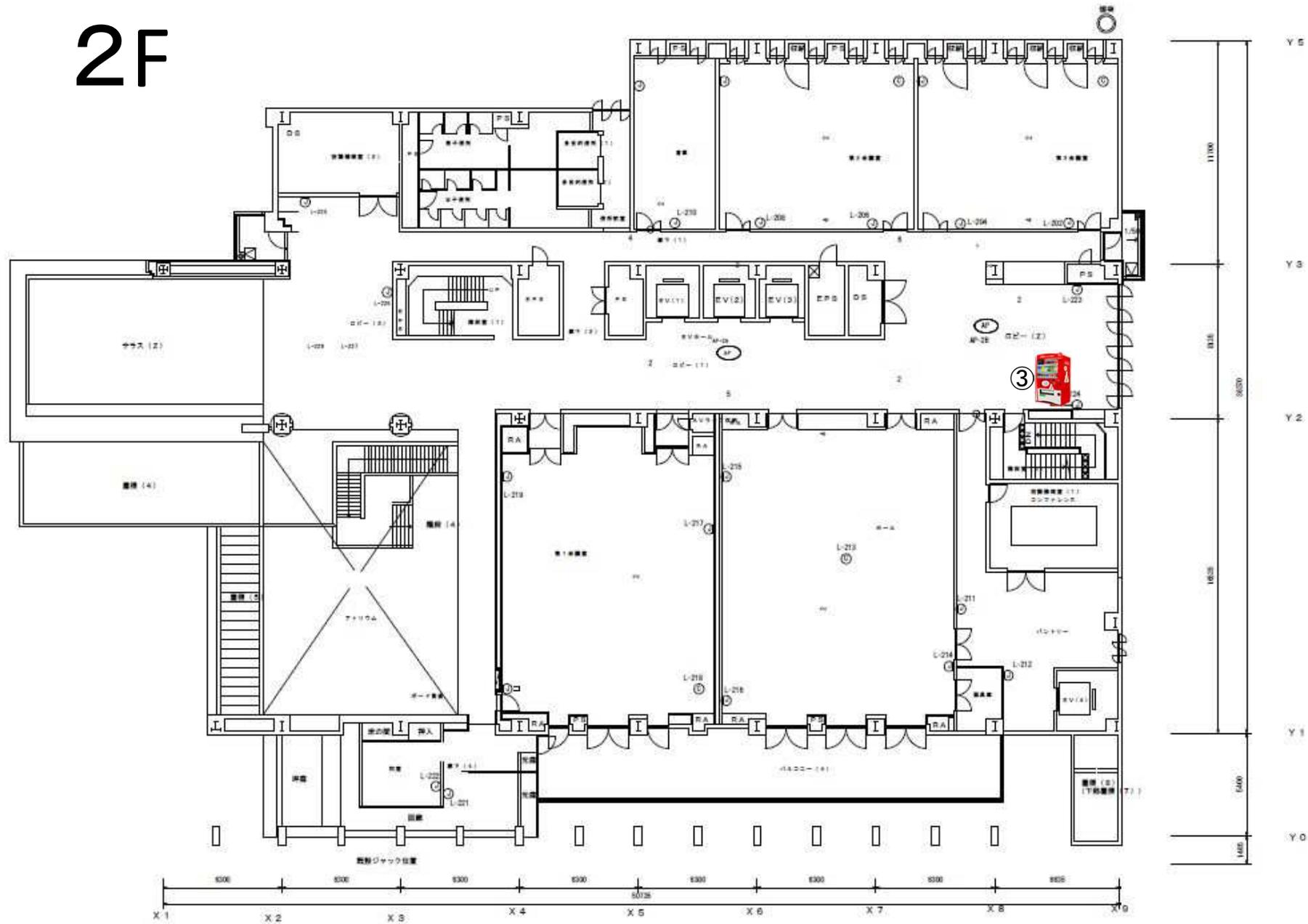
令和2年度（令和2年4月～令和3年3月）22,649本

令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）20,136本

令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）32,292本

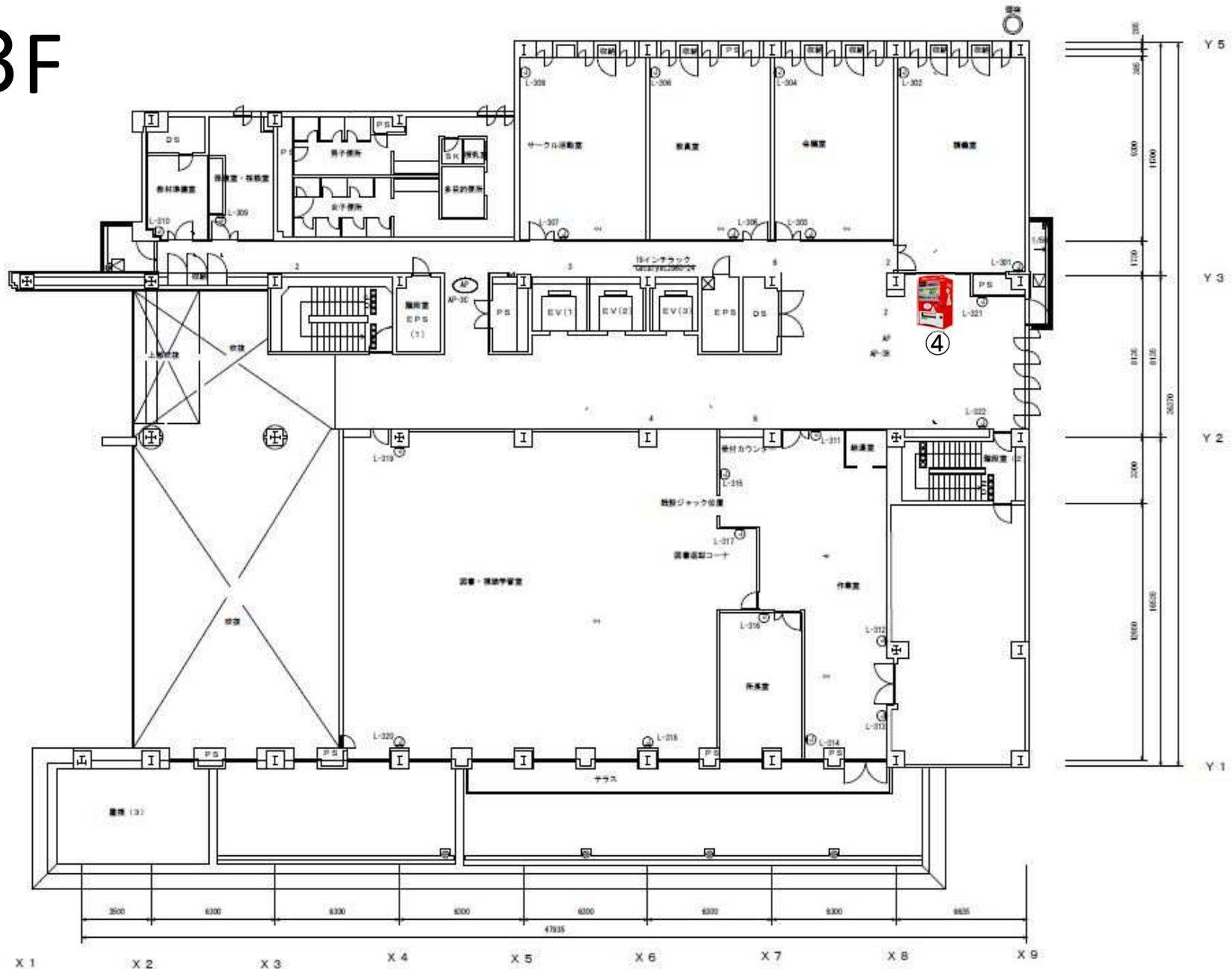
令和5年度（令和5年4月～令和6年1月）28,430本

2F



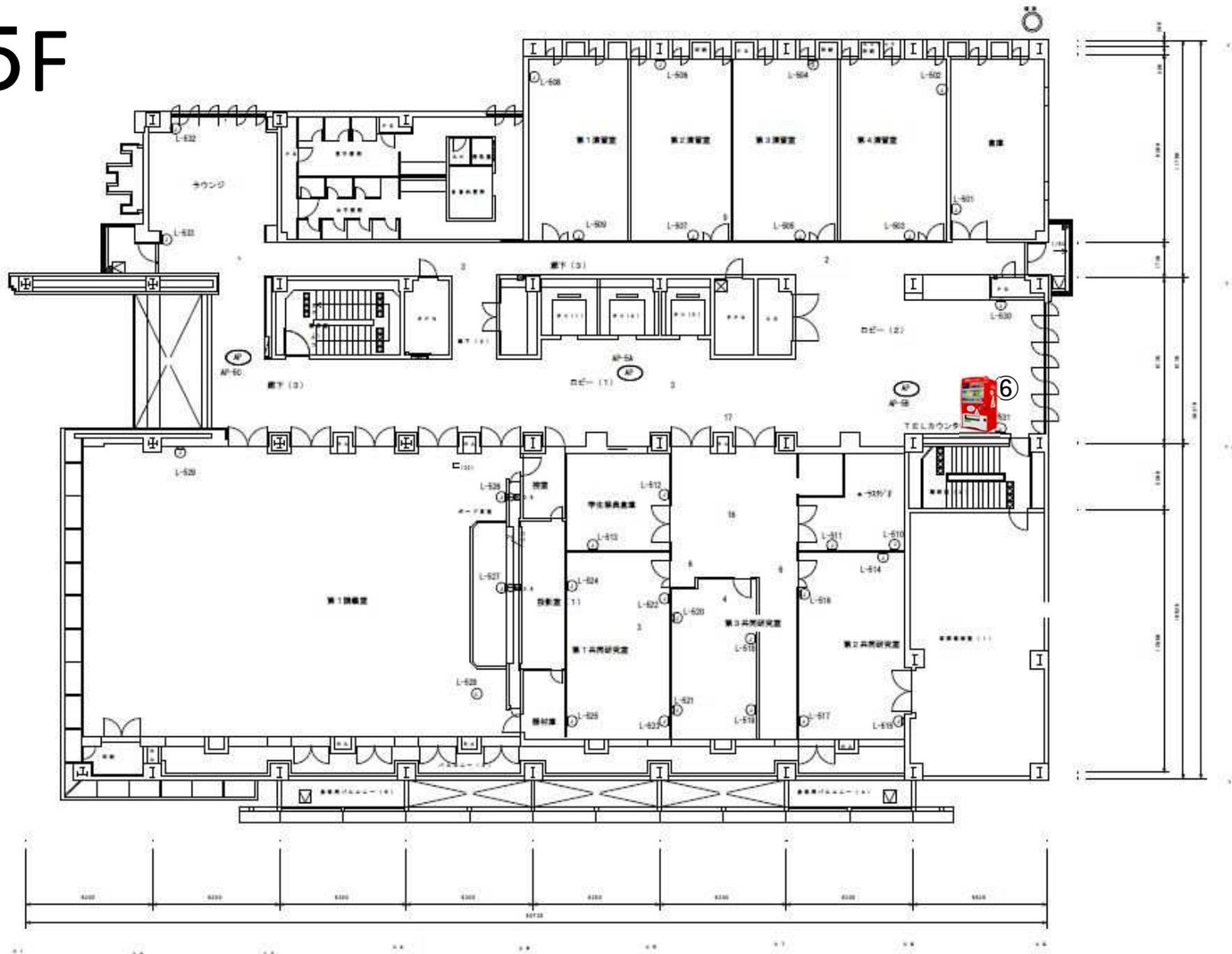
2F 2F 2F

3F



3層 平面図

5F



5層 平面図